世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）［概要版］

令和8年11月
世田谷区 環境政策部 環境保全課

カラスやハトへの餌やりによって、ふん害・悪臭・鳴き声・威嚇などの被害が長く続く地域があります。注意しても改善しない場合に効果のある対応ができるよう、条例を改正します。

1　目的と位置づけ

(1)これまでの条例

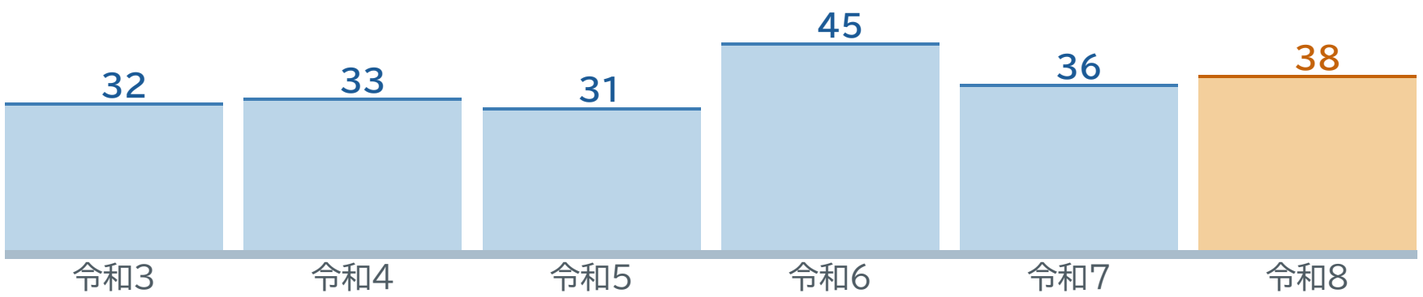
「世田谷区環境美化等に関する条例」は平成9年10月から始まった条例で、主に路上喫煙やポイ捨てへの対応を目的としています。平成30年4月の改正で「餌やり」などを定め、区民などに迷惑な行為をしないよう努める責務（努力義務）を定めました。

(2)課題と改正の目的

しかし、餌やりによる迷惑な行為は、条例で禁止する行為にはなっていません。そのため区は、チラシなどでの呼びかけや協力のお願いまでしかできません。相談が増えており、被害が長く続く場合もあることから、餌やりによる迷惑な行為を防ぎ、区民の良好な生活環境を守るために、条例の一部を改正します。

2　現状と課題

(1)餌やりによる迷惑な行為の相談件数　（問い合わせ等　令和8年度は9月末現在）



⇒ 令和8年度は9月末の時点で38件。すでに令和7年度の1年間（36件）を上回り、令和3年度（32件）と比べて約1.2倍に増えています。

一部の地域では、騒音・ふん害・悪臭などの被害が長い間続いているケースがあります。

(2)被害の内容　条例で定める4つの種類

ア 鳴き声
早朝からの大きな鳴き声
眠れない、起こされる
生活のリズムの乱れ

イ ふん・悪臭
道路・家・電線へのふんの落下
ふんが積もり臭くなる

ウ 羽毛の飛び散り
ベランダ・庭・部屋の中への羽毛の飛び散り

エ 威嚇・攻撃
通行人や子どもへの威嚇
通学の危険





(3)今の条例でできること・できないこと

できること＝ お願いするだけの対応
現地確認　普及啓発　文書送付　協力依頼

できないこと＝ 改善を求める手段がない
~~調査~~　~~指導~~　~~勧告~~　~~命令~~　~~公表~~　~~罰金~~

⇒ 相手が応じなければ、そこで終わってしまいます。
被害が続いても、次の一歩がない状態です。

3　改正の考え方（3つのポイント）

01
「餌やりによる迷惑行為」を禁止に　第7条第4項
餌やりで野鳥を集め、周辺に住む人の生活環境に大きな被害を生じさせる行為を、条例で禁止します。

02
指導→勧告→命令と段階的に対応　第12～14条
最初は話し合い、次に指導。それでも改善されなければ、勧告・命令へと段階を上げます。命令に従わない場合公表することもあります。

03
第三者機関「審査会」の意見を聴いて判断　第17条
専門家や区民など7人以内の審査会が、誰が餌やりをしたのか、餌やりと被害の関係、処分が適切かどうかを審査します。

餌やりそのものを禁止するものではありません。対象は、生活環境に大きな被害を生じさせている「餌やりによる迷惑な行為」です。動物愛護と生活環境の保全の両方をふまえて運用します（第1条第2項）。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）[概要版]

改正の内容と今後の流れ

4　改正後の流れ

まず話し合い、改善されない場合に段階を上げます

STEP 0	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6
相談・申し出	**状況確認・話し合い**	**調査**	**指導**	**勧告**	**命令**	**① 罰金（※）**
区民などから	現地を見て話を聞く	状況確認の後に実施	期限を示して改善要求	審査会（※）の意見を聴いて	審査会の意見を聴いて	命令に違反した場合
						② 公表
						命令に従わない場合 審査会の意見を聴いて

（※）世田谷区生活環境審査会

専門的な知識を持つ人や区民などから区長が選ぶ7人以内で構成する予定

勧告・公表・命令を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴きます。調査の実施も、審査会の審議の対象です。審査会は、誰が餌（えさ）やりをしたのか、餌（えさ）やりと被害の関係、処分が適切かどうかを審査します。

（※）罰金は以下の場合に科されます

- 調査を拒否・妨害・虚偽の答弁をした場合
- 命令に違反した場合

5　主な改正内容

素案の条文から（抜粋）

条文	改正の内容
第1条第2項 条例の運用	条例を運用するときは、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則と、周辺の生活環境を守ることを十分にふまえます。
第2条 定義	「餌（えさ）やり」について、「餌（えさ）を与えること、又は水を与えること」と定義します。 被害の種類は、衛生面の支障や建物などの汚損を加えて4つに整理します。
第3条第3項 区の責務	条例違反の疑いがある行為について連絡を受けたときは、現場の状況を確認し、行為をした人と話し合うよう努めます。
第4条第3項 区民などの責務	現行の「餌（えさ）やりによる迷惑な行為をしないよう努める」努力義務を削除します（禁止行為になるため）。
第7条第4項 禁止行為	誰も、餌（えさ）やりによる迷惑な行為をしてはいけないと定めます。
第12～14条 指導・勧告・命令	餌（えさ）やりをした人に指導を行い、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告します。勧告に従わないときは、期限を定めて措置を命じます。勧告と命令の前には、審査会の意見を聴きます。
第13条 公表	命令に従わないときは、その旨と命令の内容、氏名、住所（町丁目）を公表することができます。公表の前には、意見を述べる機会を設け、審査会の意見を聴きます。
第16条 調査・質問	餌（えさ）やりによる迷惑な行為の疑いがある場合、又はこの条例の施行のために必要なときは、職員が必要な調査を行い、関係人に質問ができるようにします。犯罪捜査のための権限ではないことも明記します。
第17条 審査会	勧告・公表・命令と調査について調査・審議する「世田谷区生活環境審査会」を、委員7人以内で、区の附属機関（区の審議会など）として設置します。
第19・20条 罰則・両罰	措置命令違反や調査の拒否などに対して、それぞれ罰金を科します。会社の従業員が違反したときは、行為をした人と会社の両方を罰します。

※ 第18条・第21条・第22条は条文の位置が変わるため、条番号を繰り下げます。改正後の条文（案）全文は区ホームページをご覧ください。

6　よくある質問

Q　餌（えさ）をやること自体が禁止されるの？

A　いいえ。生活環境に大きな被害を生じさせる「餌（えさ）やりによる迷惑な行為」が対象です。被害のない餌（えさ）やりまで一律に禁止するものではありません。

Q　動物愛護の考え方と矛盾しないの？

A　いいえ。動物の愛護及び管理に関する法律の考え方と、周辺の生活環境を守るという目的を十分にふまえて運用します（第1条第2項）。

Q　今、餌（えさ）をやっている人はどうなるの？

A　まず状況を確認し、話し合いで解決を目指します。すぐに処分することはありません。

Q　いきなり罰金になるの？

A　いいえ。状況の確認と話し合いから始め、指導・勧告・命令と段階を踏みます。罰金は、命令に従わない場合などに限られます。

Q　誰が判断するの？

A　専門家や区民などでつくる審査会の意見を聴いたうえで、区が判断します。誰が判断しても公正になるようにするためです。

Q　どこに相談すればいいの？

A　まずは環境政策部環境保全課にご相談ください。被害の状況を確認して対応を考えます。